

大和市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱

平成 20 年 3 月 31 日告示第 88 号

改正:平成 20 年 12 月 1 日告示第 212 号

平成 21 年 4 月 23 日告示第 143 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地震に強い、安全に暮らせるまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震改修工事に要する経費に対し補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和 42 年大和市規則第 21 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会(昭和 54 年 4 月 2 日に日本建築防災協会という名称で設立された法人をいう。)又は社団法人神奈川県建築士事務所協会(昭和 51 年 11 月 8 日に社団法人神奈川県建築士事務所協会という名称で設立された法人をいう。)が主催する一般診断法又は精密診断法による耐震診断に関する講習を受けたものが、財団法人日本建築防災協会が定める一般診断法又は精密診断法に基づき、木造住宅について行う耐震性の診断
- (2) 耐震改修工事 耐震診断を行った結果、総合評点が 1.0 未満の木造住宅を、改修後の総合評点が 1.0 以上とするための補強工事であって、大和市耐震化促進協議会の会員で事業者登録をしているもの(ただし、市長が特段の理由があると認めた場合は、この限りでない。)が当該補強工事を行うもの
- (3) 補助対象工事等 耐震改修工事及び工事管理等(設計、現場立会い、工事監理及び耐震改修工事後の耐震診断を含む。)

(補助対象建築物)

第 3 条 補助の対象となる建築物は、市内に存する木造住宅であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 工事の着手が昭和 56 年 5 月 31 日以前である一戸建住宅、長屋、共同住宅及び兼用住宅
- (2) 耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満で、地階を除く階数が 2 以下である在来軸組み工法による住宅
- (3) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 52 条及び第 53 条の規定に適合している住宅又は耐震改修工事の実施により当該規定に適合することとなる住宅

(補助対象者)

第4条 この補助金の対象となる者は、前条に規定する補助の対象となる建築物を所有している者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 前号のほか、市長が適当でないと認める者

(助成金及び補助金の額)

第5条 国及び本市による耐震改修工事への助成事業により、対象者に助成される助成金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 耐震改修工事に係る費用に5分の1を乗じて得た額と工事管理等に係る費用に2分の1を乗じて得た額を合算した額（当該年度の予算の範囲内で、500,000円を上限とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）
- (2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税の特別控除の額

2 補助金の額は、前項の規定により算出した助成額から同項第2号の額を差し引いた額とする。

(交付の申請)

第6条 この補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震改修工事を行う前に市長と協議をしたうえで、大和市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 委任状（申請者本人が申請する場合を除く。）
- (2) 建築年度を証明するもの（耐震診断時に提出済みの場合を除く。）
- (3) 耐震改修工事費等計算書
- (4) 耐震改修工事等の見積書の写し
- (5) 耐震改修計画に係る実施設計図書
- (6) 耐震改修計画後の想定耐震診断報告書
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付決定通知書)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、補助金交付の適否を決定し、その結果を大和市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第8条 申請者は、申請内容を変更しようとするときは、大和市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付変更申請書に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して市長に提出し、承認を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、申請を取り下げようとするときは、大和市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付申請取下げ書を市長に提出しなければならない。この場合において、取下げができる期間は、申請者が第7条に規定する交付決定を受けた日から起算して30日を経過する日までとする。

(交付決定取消等)

第10条 市長は、交付決定の取消し又は決定内容若しくはこれに付した条件の変更を行うときは、大和市木造住宅耐震診断改修工事費等補助金交付決定取消し・変更通知書によるものとする。

(中間検査)

第11条 申請者は、当該申請に係る工事において、耐震補強に係る金物、筋交い等の施工後に、それが視認可能な時点の工程に達したときは、次に掲げる書類により市長に報告しなければならない。

- (1) 耐震補強に係る金物、筋交い等の施工後の配置図及びその仕様
- (2) 工事の各工程の施工写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による報告を受けた後、速やかに中間検査を行わなければならない。この場合において、当該中間検査は施工現場に立ち会って行うものとする。

(完了報告)

第12条 申請者は、当該申請に係る工事が完了したときは、大和市木造住宅耐震改修工事費等完了実績報告書に、次に掲げる書類等を添付し、市長に報告しなければならない。

- (1) 耐震改修工事の工程写真
- (2) 補助金対象工事等の施工者が発行した領収書の写し
- (3) 現場立会い報告書
- (4) 耐震改修後の診断報告
- (5) その他市長が必要と認める書類等

2 市長は、前項の完了実績報告書を受領した場合は、速やかに補助金額を確定し、大和市木造住宅耐震改修工事費等補助金確定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 前条に規定する補助金の確定通知を受けた申請者は、速やかに規則第9条に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(維持管理)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助対象工事等を実施した建築物を常に良好な状態に保つよう努めなければならない。

(様式)

第15条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

附 則(平成20年告示第212号)

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成21年告示第143号)

この要綱は、公表の日から施行する。

別表 (第15条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付申請書	第6条
第2号様式	耐震改修工事費等計算書	第6条
第3号様式	大和市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付決定通知書	第7条
第4号様式	大和市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付変更申請書	第8条
第5号様式	大和市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付申請取下げ書	第9条
第6号様式	大和市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付決定取消・変更通知書	第10条
第7号様式	大和市木造住宅耐震改修工事費等完了実績報告書	第12条
第8号様式	現場立会い報告書	第12条
第9号様式	大和市木造住宅耐震改修工事費等補助金確定通知書	第12条